

プラスチックによる海洋汚染や気候変動問題対策として、プラスチックのリサイクルを進めています。

プラスチック類の分別回収にご協力ください。

令和5年4月からプラスチック製品の分別回収がスタートしました。 **問合せ** 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課
☎ 075-222-3946 FAX 075-213-0453

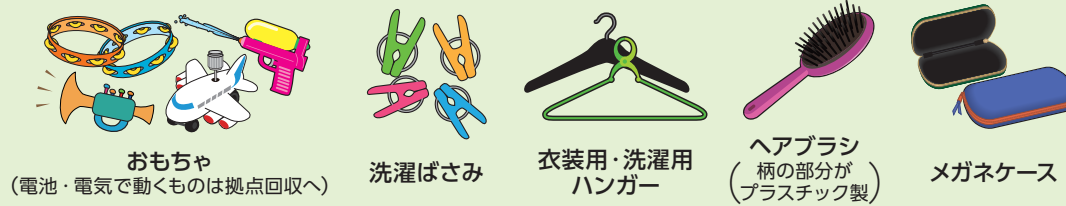
プラスチック製品 と **プラスチック製の「容器」と「包装」** を **一緒に入れて** お出してください。

プラスチック製品（例）
プラスチック類

100%プラスチック素材を使用したもの



大部分がプラスチック素材であるもの



トレイ類、ボトル類、袋類、カップ類、キャップ類、緩衝材（発泡スチロールなど）

商品を入れた「容器」や「包装」で、中身の商品を取り出したあと、不要になるもの



目印は マーク

民間業者が収集するマンションの場合

無色透明又は白色透明の袋をご使用ください。
ごみの出し方の詳細は、マンションの管理会社へお問い合わせください。



ごみの分別案内はこちら

ごみ分別案内アプリ「さんあ〜る」



iPhone用



Android用



**透明の
資源ごみ用指定袋**
(袋は変更ありません。)



**分別の名称は
「プラスチック類」です。**

※収集日は、**プラスチック類**の日です。

※ペットボトルは、引き続き資源ごみとして「缶・びん・ペットボトル」の収集日にお出してください。

※生ごみ類、リサイクルできない紙類、ガラス類は、引き続き**黄色の燃やすごみ用指定袋**でお出してください。



！プラスチック製品として分別回収できないもの(例)

拠点回収	大型ごみ	交付された医療機関・薬局	燃やすごみ
リチウムイオン電池など電池・電気で動くおもちゃや小型家電など 刃物類・ライター※1	クーラーボックス スーツケース ポリタンク	在宅医療器具	ビニール傘※2 一般用抗原検査キット※3 ひも状、シート状で長さが50cm以上のもの※2

※1 ライターはガスを使い切ったものは水に浸して「燃やすごみ」へ ※2 リサイクル設備に影響を与えるもの ※3 感染症等拡大防止のため

お願い！「分別するのめんどくさい」「少しくらい大丈夫」が大きな火災事故につながります！

携帯扇風機、電子たばこ、モバイルバッテリーなど**リチウムイオン電池使用製品**は、ごみ収集車やごみ処理施設での火災の原因となるので、資源ごみや燃やすごみでは**絶対に出さないでください!!!**

リチウムイオン電池使用製品の詳しい排出方法については、こちらからアクセスしてください。



東北部クリーンセンターの火災被害状況